

ジェンダー秩序の解体と新しい「家族」の創造

牟田 和恵

- 1 母親をとりまく状況
- 2 女性の「社会進出」と「男女共同参画」の子育て
- 3 近代のジェンダー秩序と家族：「ジェンダー家族」
- 4 ジェンダー家族のくびきを逃れて
おわりに

1 母親をとりまく状況

(1) ワンオペ育児

「女性活躍推進法」が2015年に成立して（2015年8月28日成立，2016年4月1日施行）丸3年が経つ。同法は、「働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が，その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するため」に、「女性の活躍推進」に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や，女性の職業選択に資する情報の公表を事業主（国や地方公共団体，従業員数301人以上の民間企業等）に義務付けたもので⁽¹⁾，「女性活躍」を掲げてきた安倍政権の一つの目玉でもある。果たしてこの法が実効的に機能しているのか，現在の日本の女性たちのリアルなニーズに合致しているのか，そうした評価を行うのは本稿の目的ではないが，働くことが当たり前になっている現代の母親たちの子育てをサポート支援していく方向については，「伝統的家族」を信奉し「子育ては母親の第一義的責任」と主張し続ける一部の保守的勢力を除いては，おおむね賛同が得られるところだろう。

だが現実には，外で仕事を持っているかどうかにかかわらず，子育て期の母親たちが現在置かれている状況は苛酷だ。

「ワンオペ育児」という言葉がある。「ワンオペ」とはもともと，「ワン・オペレーション」の略で，店舗経営の「合理化」「省力化」のために，外食店舗やコンビニなどで，深夜，労働者1人の勤務体制で接客から調理，片付け，金銭管理等までこなさなければならない，苛酷で，しかも強盗等の被害にさえさらされかねない危険な労働状態を表す言葉だ。保安上の理由や，そしてそれ以上に経営合理化の観点からこちらのワンオペは見直されてもいるようだが，逆に育児の「ワンオペ」

(1) 内閣府男女共同参画局 HP より，http://www.gender.go.jp/policy/suishin_law/index.html（2018年9月19日最終閲覧）。

はずで普通に通用する言葉になっており、インターネットで検索すると、こちらのワンオペが上位にずらりと並ぶ。離婚その他でシングルマザーとなってひとり親だからというのではなく、「夫婦」のかたちが維持されていても、父親（夫）はほとんど平日は育児に関われず、子どもの面倒はもっぱらに母親1人だけが見るという事態を表現するのが「ワンオペ育児」である。しかも、もともとの語源の飲食店等における「ワンオペ」は、その業務時間中は苛酷であれ、ある時刻が来ると交代し勤務を離れられるのに比べて、育児のワンオペは、24時間365日、何年にもわたって続くのだから、さらに過酷である。そうになってしまう原因は、近年の厳しい社会経済環境のなかでも一方の親である夫が、長時間労働・長い通勤時間を強いられ、物理的に家庭にいられないというケースも多いが、一部には飲み会や趣味等に使う時間はあれど子育てには関心を示さない向きもあるという。

それほど過酷なものでありながら、しかしワンオペでの育児は、ある意味すでに「常識」にさえなっているようにさえみえる。

良好な視聴率を維持するNHKの情報番組「あさイチ」では今年（2018年）7月9日に「プチ別居」なるテーマを取り上げた。「プチ別居」とは同番組によると、「1日から1週間、妻が家を出ること」だそうだが、そこで紹介されていたのは、ずっと1人で子どもの面倒を見続けている母である女性が、夫に子をゆだねて数日実家に帰る、泊りがけで友人との飲み会に出かけるなどで、それが「プチ別居」だというのだ。それくらい時間、子と離れて出かけることは、乳幼児期であれ当たり前にあることであろうに、今やそれは「別居」と呼ばれるほど、特別なこととみなされているのだろうか。番組としては、子の誕生以来、1日どころか1時間も子と離れることなく育児に専念してきた女性を夫が「労り」自由な時間を提供して息抜きをしてもらうことを勧めるという趣旨で企画制作されたのであろうが、逆にそのことが、現代では育児がもっぱら母親1人の責任によって担われていることが当然の「常識」のように認識されているらしいことを浮き彫りにしていた⁽²⁾。

その番組での「プチ別居」の一例として、子どもと離れて「自由」な外出をするのは8年ぶり、という女性が紹介されていた。3人の子を持つという彼女は、現在8歳である長子を出産して以来、子どもを連れずに外出したことがなかったそうで、「歩き方を忘れた」と語っていた。外出自体をしたことが無いのではもちろんないだろうし、短い時間、子らを夫に任せて買い物に出るなどはあっただろうが、幼い子どもたちを連れ子どものペースに合わせ子どものための荷物も多く抱えて歩くのに慣れ過ぎて、1人自由に闊歩する、その歩き方を「忘れた」というのだ。

その女性は「笑い話」のように語っていたのであり、母の愛にあふれるほほえましいエピソードと受け取った視聴者も多かっただろうが、筆者は、健康な1人の女性が子育てによって「歩き方を忘れる」ほど8年間にもわたって行動を縛られていたことに衝撃を受けざるを得なかった。育児ケアは、そこまで育児ケアの担い手の自由を奪い、社会的身体的独立性を損なうのか、と。しかも、夫や親族、周囲の人たちは彼女の状況を身近にずっとこの8年間見続けているだろうに、彼女を子育てから解放する機会を時には与えてその縛りを解く人、解かねばならないと考えた人は皆無だっ

(2) もちろん、放送後番組には、ただ母親がリフレッシュするだけのことをなぜ「別居」などと表現するのかといった批判が多く寄せられている。<https://news.nifty.com/article/entame/showbizd/12184-41354/>, <http://blog.livedoor.jp/ninji/archives/52207541.html>（2018年9月19日最終閲覧）などを参照のこと。

たのだろうか。むしろ完璧に子育てができるよき妻よき母と安心して任せきっていたのだろうか、いつも子育てに熱心な母親の鑑とほほえましく見ていたのだろうか。

TVでの紹介など現実を短く表面的に切り取っているのだから真の事情は知る由もないし、またこの女性は、極端な例であるとしても決して特殊な例外ではなからうから、この女性を貶めるような意図は一切ないのだが、このように他者の面倒を見るために数年間にわたって自らの行動の自由を制限され身体機能を低下させるとは、あくまで比喩的な表現であると断った上でだが、それはほとんど「奴隷」か「囚人」の状態ではなからうか。一般の労働者はもちろんのことだが、労働時間の境目が曖昧になりがちな家庭内で雇用されるケア労働者にこのような働き方をさせたならば、恐るべき人権侵害と判断されるのは間違いなからう。それなのにしかし、「母親」が「我が子」をケアする「育児」ならば、そんなものと当然視される。さらに言えば「自然化」され、神聖視さえされて、事態の異様に着目もされず座視、容認、放置されているのだから、さらに恐るべき事態ではなからうか。アメリカのフェミニスト法学者 M. ファインマンは、依存者のケアを引き受ける者（多くは母親である女性）が、そのことによって自身が依存状態に陥ってしまうことを社会的不正義と論じたが（ファインマン 2003）、その不正義は、一時的ではあれ、身体の状態にさえ及んでしまうのだ。

（2）産後うつによる自殺

今、神聖視さえされ事態は放置されているようにみえると言いたが、しかしそのような状態に置かれる女性たち自身が、何の問題も無く受け入れ続けているわけではない。それを示しているのがこれも最近の、「妊産婦の死因、自殺がトップ 産後うつでメンタル悪化か」というショッキングな見出しのニュースであった（朝日新聞 2018 年 9 月 5 日）⁽³⁾。厚生労働省研究班によると、2016 年までの 2 年間で産後 1 年までに自殺した妊産婦は全国で少なくとも 102 人おり、この期間の妊産婦の死因ではがんや心疾患などを上回り、自殺がもっとも多かったというのだ。その理由として、子育てへの不安や生活環境の変化から精神的に不安定になりやすい妊産婦が、「産後うつ」などメンタルヘルスの悪化で自殺に至るケースも多いと推測されている。

日本は、妊産婦死亡率については国際的に見てきわめて低率を誇る。世界の各国における男女格差を測るジェンダーギャップ指数の日本の低さは毎年のニュースになっているが、その低い数値（2017 年で 0.657, 114 位）のなかで、経済・教育・政治・保健の 4 分野中「保健」は 144 か国中 1 位と大健闘しそれが指数全体の低さを下げ留めている⁽⁴⁾。妊産婦の死亡に関する国の統計は、出産時の大量出血死などが対象で、これまでのところ、産後うつの悪化などメンタル面の影響による自殺は国によっては把握されておらず、したがってジェンダーギャップ指数にも反映されていない。もしかりに、産後の自殺を含めるならば、保健分野の数値も大きく下がり、日本のランキングはさらに下がるに違いない。

(3) <https://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20180905-00000090-asahi-soci>（2018 年 9 月 19 日最終閲覧）。

(4) 世界経済フォーラム（World Economic Forum）による「The Global Gender Gap Report 2017」。内閣府男女共同参画局、http://www.gender.go.jp/public/kyodosankaku/2017/201801/201801_04.html（2018 年 9 月 19 日最終閲覧）参照。

この報道のデータは産後1年に限ったものであるが、自殺の背景にある子育ての不安が、その後続く子育ての期間にまったく無関係であるとは想像しにくく、上述のように「ワンオペ」を当然視されるような状況は、母親である女性たちのメンタルヘルスに果たしてどのような影響を与えるのか、想像に難くない。医療や衛生栄養状態の改善で飛躍的に改善したはずの母子の健康状態が、こうして社会的精神的要因によって逆方向に進んでいるかのようであるのは、きわめて残念でならない。

2 女性の「社会進出」と「男女共同参画」の子育て

(1) 男女共同参画子育て

「ワンオペ育児」が座視されるべきでないのは自明であるように思えるが、その解決はどう可能なのだろうか。

まず考えられるのは、保育所等の充実によって育児の社会化を進めていくことだろう。ワーキングマザーにとって保育所は必須であるにもかかわらず、保育所不足はなかなか解決されず、待機児童問題解決は喫緊の課題であるが、しかしワンオペ問題を考えれば、ワーキングマザーではない「専業主婦」の母親であれ、いや、そうだからこそ、子育てへの支援が必須であると言える。「保育を必要とする乳児・幼児」に保育を行うのが保育所の目的（児童福祉法39条）であるが、両親がフルタイムで働いていることをその要件とするのは、すでに適切とは言えない。現代の社会状況では、子どもと密着し孤立しがちな専業主婦にも、フレキシブルで安価に利用できる保育サービスが必要だ。

そして保育所以上にワンオペ解消策として求められているのは、夫＝父親の育児参加だろう。女性活躍推進法等の最近の施策の以前から、父親が母親と同様に子育て責任を担うべきことは、さまざまなレベル・エージェントにより主張されてきた。

第二波フェミニズム運動のなかで男女の性別役割分業が問題化され、子育てが女性の「自然な」特性であるかのようにみなすことは「母性信仰」として批判され、「母性」に替わって「親性」という語も提案された。

他方、事業体や行政からの牽引も行われてきた。育児休業制度そのものは、電電公社（当時）女性職員や公立校女性教員を対象として1960年代・70年代から実現していたが、女性差別撤廃条約批准を経て、1992年施行の育児休業法で限定的ながら男性も取得可能になった。1999年に厚生省が新聞一面広告に出した啓発ポスターは、有名歌手の夫が子を抱くポスターで、「育児をしない男を、父とは呼ばない」のコピーが論議を呼んだ。

同法はその後の改正を経て、2010年には長妻昭厚生労働大臣が少子化打開の一助として「イクメンという言葉を流行（はや）らせたい」と国会で発言し、男性の子育て参加や育児休業取得促進などを目的とした「イクメンプロジェクト」を始動させた。現在では、厚労省は「イクメンプロジェクト」というウェブサイトを立ち上げて、男性の育児休業取得・育児参加の情報提供を行っている⁽⁵⁾。

(5) <https://ikumen-project.mhlw.go.jp/>（2018年9月19日最終閲覧）。

父親が育児を担うのは当たり前なのになぜわざわざ特別視するのかという批判はありながらも、「イクメン」はすでに望ましい男性像としての地位を獲得しつつあると言っていいだろう。

「男は仕事、女は家庭」の相変わらずの性別役割分業を支持する人々もいまだ少なくないものの、このように「夫婦共に子育て」の方向性は、一般的にも支持、とくに女性の支持を得ているようにみえる。しかし、「ワンオペ育児」の解消や「家族」の将来を考える上で果たしてその方向に問題はないのだろうか。

先にも触れたフィンマンは、夫婦・子どもよりなる家族を、夫婦という男女の性的な絆を結合の契機としているという意味で「性的家族」と呼び、この家族が社会のもっとも正統的な家族のかたちとされ、社会の基礎として法的・社会的な特権を与えられていることを批判しているが（フィンマン 2003）、彼女は「夫婦で平等に仕事も子育ても」路線は失敗を運命づけられていると論じる。なぜなら、後期資本主義社会において、夫婦はキャリアを互いに競うライバル的な存在となり、子育ての分担にトラブルは絶えない、と。もしそれを回避しようとすれば、誰か他者（ほとんどの場合女性）に、育児や家事の専門家として押し付けざるを得ない。それは、欧米だけでなくシンガポールや香港等のアジア諸国でのように、外国人労働者や移民など社会経済的に脆弱な立場にある女性をナニーとして雇うことで女性の「社会進出」が果たされている国で起こっている現実であるし、中国などいまだ親族の相互保障に社会保障がゆだねられているところでは3歳ころまでは実家で祖父母が育てるなどのかたちがしばしば取られている。

実はこの批判、つまり「性的家族」に子育ての責任を担わせることの問題は、夫婦共働きの夫婦についてだけのものではなく、妻が専業主婦であっても変わらない。

というのは、「性的家族」は、構造的にきわめて脆弱であるからだ。性的家族には、大人は夫婦の男女2人しかいない。夫婦だけの生活ならまだしも、ここに、子どもという依存者が登場すると、昼夜を問わないケアの必要が生じ、しかも生計を立てていくのにこの家族単位で自立しなければならぬ。「夫が働き妻が家事育児」の性役割分担をするにしろ、「共働き」をするにしろ、たった2人の大人しかいないのだから、どちらか1人でも病気になったり会社をクビになったりすれば、たちどころに生活は行き詰まる。とくに女性にとってこの家族の構造は厳しく、女性が外に仕事を持っていれば家事育児とのダブルシフトで多大な負担を強いられるし、家事育児に専念する妻はケアの唯一の担い手として家庭内に子どもと取り残されて孤立することになる。

（2）脆弱な家族

家族に「大人がたった2人しかいない」ことを、私たちは、当たり前のようになっているが、実はこのような家族のありようが一般的になったのは、産業化が進み人口が都市に集中するようになった、近代以降のことにすぎない。それ以前の社会では、どんな地域・文化であれ、非血縁者を含む、親族や地域社会のより広いつながりのなかで生活を維持してきた。産業化以前、生産と再生産が一体になった生計を立てていくには、一定程度以上の労働力が不可欠だったのだ。産業化都市化が一定程度進展し、生計の糧を勤め人たる夫が外部から賃金として得てくる生産と消費の分離がなされた時点にあっても、現在の家族のマジョリティである都市核家族の先達である都市の中産階

級である雇用者家族には、「女中」（下婢，下女）がいるのが当たり前だった⁽⁶⁾。そうした家事育児をサポートする存在無しでは、「夫婦と子ども」の単位は、子どもなど依存的存在をケアしつつ生計を営むには、あまりに小さくて脆い、不合理な単位なのだ。

1970年代以降、高度経済成長期で大衆化した近代家族は、多くの「専業主婦」を誕生させたが、その家族にはすでに「女中」は存在しなかった（落合1994）。かつてであれば、「女中」となっていた層が、都市の雇用労働者の妻となっていくたのだ。電化製品の普及ともあいまって、家事育児すべて1人で担うのが女性の役割、主婦の役割になっていき、そのイメージは、たとえば、皇室の大衆的人気を一躍高めた美智子皇太子妃（当時）が、キッチンにエプロン姿で立って子どもの弁当をつくったりままごと遊びをしたりする「普通のよき母」イメージが女性週刊誌等を通じて大々的に拡散されることなどもあいまって、普及一般化していった。

こうして都市の住居で主婦役割に専念できることは、女性にとっては福音でもあっただろう。農家の嫁として額に汗し土まみれになるような休まない肉体労働を免れて、生活物資は簡単に購入して手に入れられる境遇になり、また、親や親族の干渉介入を減らして夫や子どもとの情緒的満足を得られるようになったのだから。

しかしこれは、子育てというケア労働を私的に家内化することであった。

ケアというのは、赤ん坊・子どもが、社会を支えていく存在として成長していくために不可欠の、社会にとってきわめて重要な仕事だ。しかも人間は誰もが、ケアの必要な依存的存在である時期を生きる。つまり、依存は人間としての必然、つまりは社会の必然だ（キテイ2010）。それなのに私たちの社会は、大人が2人だけの「性的家族」（＝夫婦家族）に育児ケアを負わせている。夫婦とも雇用労働に就いていれば、保育園など保育サービスを利用していても、とくに女性にとっては、仕事から帰ってきたら家事育児の家事労働が始まるダブルシフトで、睡眠不足を余儀なくされる過酷な生活を送らざるを得ない。子どもが熱を出そうものなら、お迎えせよとの保育園からの連絡に、仕事のやりくりを懸命につける女性たちの悩みはありふれている。また、専業主婦であれば、先に触れたワンオペ育児を1日中強いられる。かりにこの状況で女性が健康を害したりするようなことがあれば（実際、その蓋然性は小さくない）、夫が即、仕事を調整し家事育児を行うことができない限り（時間の都合という以上にその能力が無い場合も少なくなかろう）、また実家の親の援助がなければ、ほとんど家庭運営は破綻してしまう。また、一家の大黒柱たる夫が病に倒れてしまえば、あるいは夫婦関係が破綻し離婚に至れば、女性は子どもを含めた家族の生計費を賄うことはなかなかかなわず、かといって子どもを抱えながら家族が養えるだけの収入を得られる仕事に就くこともほとんど望めず貧困に陥る⁽⁷⁾。つまり、「大人2人」での育児を含む家庭運営が構造的に抱えるリスクと困難は明らかなのではないか。

このように考えれば、私たちの社会が現在「理想」として、そこへ歩を進めようとしている「男

(6) 清水美知子によると、近代の日本において女中は女性のもっとも主要な職業の一つで、1930（昭和5）年には全国で約70万人、50年においても約30万人に上った（清水2004）。また、西川祐子による大正期前後の都市サラリーマンの家の間取りには必ず「女中部屋」が用意されている（西川2004）。

(7) 現代の格差社会の問題を鋭く分析している橋本健二の調査によれば、労働者階級のなかでもアンダークラス女性たちの貧困への移動は、結婚出産時にそれまでの正規雇用を退職して、離死別後には低賃金の非正規就労にとどまることによる（2018.9.10 女性労働セミナー（於昭和女子大学）での報告による）。

女共同」の子育ては、実は大いなる誤謬ではなかろうか。実際、現在の女性たちの苦境は、「夫婦での子育て」を望ましいものとしているために、かつ、それとともに、女性が家事育児役割に限定されることなく就労継続を理念としているがために、生じていると言っても過言ではないのではないだろうか。

育児休業の取得率は女性では大きく向上し、2017年では83.2%に上る⁽⁸⁾。育児休業の取りやすさは女性活躍推進法の主たる狙いの一つでもある。しかし、「休業」するのだから、自分で見られるはずと女性が育児の責任をほとんど1人で負うことが当然視される、といった逆説はありはしないか。産前産後を実家で過ごす里帰り出産は、妊産婦の産後の身体回復と多大な育児の協力が得られるという点で女性に大きな助力となるのだが、最近の「男性の育児参加」を是とする立場からは、夫の子育て参加意識を低下させるから望ましくないとする意識も広がって、減少している。その結果、夫がせいぜい数日の育児休暇を取得したとしても、分娩後1週間も経たないうちから、とくに初産の場合は育児の経験もほとんど無いままに、新米の母親に家事育児の負担が当然のようにかかってくる現実がある。かつてならば、里帰り出産ではなくとも、実家の母親や義母、姉妹などがやってきて、分娩後の母体の休養のためにサポートしてくれていた存在も、今はない^(9・10)。

育児休業の普及以前、短期間の産後休暇しか保障されておらずゼロ歳児保育も今以上に整備されていなかった時代には、少数ながら就労を継続しようとする女性たちには、母親や「お手伝い」女性などの存在無しには考えられもしなかったはずだ。つまりここには、女性のいわゆる「社会進出」が進み、法的・社会的に1年間の育児休業が認められたために、あたかも産んだ女性が1人で育児を無理なく担えるかのような錯覚が生じた可能性がありはしないだろうか⁽¹¹⁾。育児休業は、「働き続けたい女性のため」に制度化され取得が推奨されてきたものだが、あたかも一種の「罨」ではなかったかという思いさえ湧く。

3 近代のジェンダー秩序と家族：「ジェンダー家族」

歴史や文化を遡っても、母親である女性1人にほとんどすべての育児責任が任せられていたことなど無いのに、いったいなぜこのような非常識な常識が成立したのかを考えると、近代のジェンダー秩序の編成がつくりあげたものだという答えに行き着く。

(8) 妊娠の時点で退職する女性の数は相変わらず多く、それらの女性たちはこの数字にはカウントされないことに留意せよ。

(9) これこそ、キテイが論じる、ケアする者をケアする存在としての「ドーラ」である。ドーラは、古代ギリシアの女奴隷であったが、これを現代に社会的に再生させるべきことをキテイは論じている（キテイ 2010）。

(10) 同じく親族による産後ケアが歴史的になされていた東アジアでは、都市化と社会移動のために親族のケアがむずかしくなった事態を受け、産後の1か月は産婦のケアをする専門の女性を雇用するのが一般的になっている（中国語で月嫂（ユエサオ））。香港では、産院から退院した産婦と新生児が2週間から1か月ほどを過ごし授乳以外の新生児ケアをゆだねて産婦が体力回復する産後調理院が多く利用されている。

(11) そもそも「育児休業」という用語自体が、誤解錯覚を生んでいるのではないか。女性たちは、「育児休業」中、雇用労働からは免除されているものの、時間の定めなくほとんど24時間続く過酷なケア労働に従事している。ところが、「休業中」なのだから通常勤務をしているより楽をしているかのような印象さえある。多くの育児経験者が男女を問わず口にするように、「仕事のほうが子育てよりもずっと楽」であるのだが。

「ジェンダー」とは、日本でもすでによく知られる言葉となっているが、1960年代末のフェミニズム運動と理論の進展のなかで、男女の性差を生物学的に運命付けられたものと見る通念に対抗して、社会的文化的に形成された性差として、元来、文法用語だった「ジェンダー」の語に新たな意味が与えられたものだ。この用語法は現在も広く流通しているが、90年代以降のフェミニズムはこの語にさらに深い意味を見出した。

男女の性差を解剖学的・生物学的決定論に還元すべきでないのは当然にせよ、社会的性差は、自然な性差とは違ってつくられたものであるとした第二波フェミニズムが生んだ見方の背後には、なお、「男」「女」を自明視する発想があった。しかしそこで自明とされている「自然な性差」とは何なのか。

ジュディス・バトラーは、徹底的な構築主義の立場に立って、肉体的・所与のものともみえる性差すら、時代によってさまざまな「科学」的知識の名目の下に、二分法的に男/女の記号を付されてきたものと言う。セックスそのものがジェンダー化されたカテゴリーであり、換言すれば「ジェンダーは、それによってセックスそのものが確立されていく生産装置」のことなのだ（バトラー1999：29）。

この理解は、ジェンダー概念の意味と意義を大きく変える。江原由美子の論じるように、「『男』『女』という『ジェンダー化された主体』が最初にあって、その両者の間で支配—被支配の関係がうまれるのではなく、『男』『女』としてジェンダー化されること自体が、権力を内包している」（江原2001：25）。フェミニズムは、発祥以来、男女間の格差を解消し「男女平等」を実現することをめざして奮闘しながら、つねに「差異と平等」の間でジレンマを突きつけられてきたが、この知見に立つならば、その理由は明らかだ。そもそも「男」「女」のカテゴリー間に差別や権力関係が生じるのではなく、「男」「女」というジェンダーの二分法そのものが権力関係を含んでいるのだとすれば、「男女平等」というスローガンが「男」「女」のジェンダーカテゴリーを自明に含んでいる限り、私たちに働いている権力と支配の網から逃れることはできない。私たちが今めざさなければならぬのは、ジェンダーの脱構築なのだ。

そしてこの認識から「家族」を見てみるならば、ジェンダーという概念は、異性愛という制度とそれを中核とする家族という構造と密接不可分なことがわかる。

ヨーロッパでの家族史・社会史研究の知見を取り入れて、日本でも1980年代後半以降、家族のありようを見直す議論が盛んになり、「近代家族」という概念が生まれた（落合1989他）。すなわち、夫婦や親子の強い情緒的絆と排他性、公私の分離、男女の性別役割分業などを特徴とする、私たちにとって「自然」に思える家族のありようは、近代以降の社会経済的変化のなかで生まれ普及していった特殊歴史的なものにすぎない、と。

この、「近代家族」の発見は、それ自体非常に意義深いものであったが、しかし、上述した新たに獲得されたジェンダーの概念との連関を認識するならば、さらに深い意味を見出すことができる。すなわち、近代以降の社会において、なぜ夫婦という男女の結びつきが普遍的に家族の核に存在することが必然となったのか、そうした家族が排他性を強め子育てや再生産の責任を一手に担うことになるのはなぜなのか。そうした家族のありかたが、それ以外の結びつきが想像もできないくらい「自然」の衣をまとって、私たち人間関係を規定していることの意味は何なのか。

私たちがそこで気づくのが、ジェンダーの「自然」の仮構の上に、性的欲望や生命と労働力の再生産の仕組みをつくりあげる、「家族」をめぐる政治があることだ。筆者はそれを、「ジェンダー家族 gendered family」と名づけた（牟田 2006：序章，牟田（編）2009）。

ジェンダー家族の核をなす男女の結合について、男女の性愛は、性的欲求は生物としての生殖の本能に裏打ちされているから「自然」なものだと考えられがちだ。しかし、生殖には異性間のセックスが欠かせないとしても（生殖技術によりそれは過去の話となったが）、その男女の結びつきが家族の核をなすというのは、性的欲望の自然でもなければ、家族の必然でもない。男女の性的結合を家族関係の核とはしない母系制の家族は、後でも触れるように、多様な文化を通じて存在する。

これに対し、いや、そうは言っても、男女の安定的な結びつきがなければ、産んだ女性1人では子を育てていくことは困難だ、あるいはセックスに至る男女の激しい恋愛感情やいつくしむ情愛は、誰にも強制されない自然の発露だ、と反論があるだろう。

しかし、ジェンダー家族の発見は、私たちに別の可能性を教える。すなわち、「産んだ母親1人で子育てをしなくてはならない」のは、まさしく、男女の対を「プライバシー」の名の下に「私的領域」に切り離し、他の関係から孤立させるジェンダー家族のイデオロギーゆえであり、また、権力を含みこんだジェンダーの非対称性ゆえに、「愛情」とみなされる情緒的負荷が男女間に生まれやすくなるのだ。つまり、異性愛は、ジェンダー秩序の一つの表現なのであり、男／女の二分法でカテゴリー化された性別は、男一女の結びつきを安定的なものに見せ異性愛を自然化しているのだ（バトラー 1999：55-56，江原 2001：第4章）。

「自然」化された男女の性愛は、ジェンダー家族と結びつくことでさらに特権化され、セクシュアリティのヒエラルキーをつくりあげる。すなわち、竹村の論じるように、最高位のものとしてされるのが終身的な単婚（モノガミー）を前提として、社会でヘゲモニーを得ている階級を再生産する家庭内のセクシュアリティであり、次世代再生産を目標とするがゆえに、男の精子と女の卵子・子宮を必須の条件とする性器中心の生殖のセクシュアリティである（竹村 2002：37-39）。前近代にも異性愛中心的な思考が存在しなかったのではないだろう。しかし、近代において起こったことは、一夫一婦的で（理想的に）永続する異性愛に基づく男女の結合を特権的なものとして制度化し、異性愛者の意味を単なる異性愛への指向のみならず、家族形態、法的制度、経済的特権、社会的帰属意識へと拡げて、男女の夫婦と子どもよりなる核家族のイデオロギーを資本主義の基底装置としたことだ（竹村 2002：224）。

この竹村の指摘を、本稿で論じてきたリプロダクション、つまり子育てケアの問題に引き寄せれば、なおのこと、深い意味が浮かび上がる。

ジェンダー家族は、1組の男女対を自律的な単位とし、その上でジェンダー規範によってケア育児責任を1人の女性に振り当てる。だから育児を担う女性は、孤立し過重な負担を余儀なくされる。そのメカニズムを安定的に保障するために女性性が規定されて、女性は子どもの時から男性との幸せな結婚と夫子どもとの家族生活を期待してそこに飛び込んでいく。それでも、ジェンダー家族は人の生をはぐくむ場として、無比の正統性を持つゆえに（牟田 2006：9）、この仕掛けのおかしさに気づかれることはない。このことは、いくら強調されてもされすぎることはない、異様な出来事ではなかるうか。

4 ジェンダー家族のくびきを逃れて

(1) 父を知らない文化

このようにジェンダー化された家族規範は、日本を含む諸外国でも当然のものとなっているが、しかし、人類学的知見によれば、現代においてもそれ以外の興味深い「家族」形態が維持されている文化・社会も存在する。その興味深い一例が、「父」を知らない文化として知られる、中国雲南省モソ族の母系制大家族のケースであろう。

金龍哲によると、モソ族は、1500年以上の歴史を持ち、現在人口約5万人を維持する。モソ族では、祖母が家庭の中心であり、家族全員が彼女の血を引き、男は娶らず女は嫁がず、生家で母親、兄弟、姉妹と生涯一緒に暮らす。女性は成長するとアーシャ（阿夏）と呼ばれるパートナーを持ち、アーシャは花楼という女性の部屋に夜這いに訪れる。アーシャは、夕食を済ませると、自分の家を出て女性の部屋に向かい朝になると帰る。この関係は、あくまで「互いに愛情がある限り」のもので、関係を終わらせたり複数のアーシャを持ったりすることに何の制限もない。ある程度の期間後、お互いの家が公認すれば、「走婚」の関係として認められるが、同居することはない。走婚の関係になったとしても、子どもは母親の家に所属し、男性は、誕生時などの儀礼での役割は果たすが、養育の義務はなく、「父」という呼び方もない。きょうだいの父親が異なっているのは普通で、夜遅く来て朝になると帰ってしまうので、子どもが父を見ることもあまりない。したがって、モソには、「父」の概念が無いのである。

そしてさらに興味深いことには、「母」の概念も私たちのものとはかなり違う。というのは、子どもは祖母を家長とする大家族で育てられるので、母のきょうだい皆子育てに関与するがとくに姉妹は、産みの母であるかどうかにかかわらず皆同じように子どもの世話をする。そのため、母の姉妹はすべて「母」（アミ）であり、自分の産みの母がどのアミか知らない子どももあるという（金 2011a）。

かつて文化大革命期には、こうした家族のありかたは野蛮な風習として非難され漢族化することを強制されたりもしたがふたたび伝統文化を取り戻したモソの人々は、男女平等で産みの母の負担が小さいこと、姉妹が子を産めば自分の子なので、子どもを持たなくてよい人口膨張が抑制されること、核家族にならず子ども虐待、高齢者孤独死などの問題が発生しないことなどを自らの家族文化の特長として誇っているという（金 2011b）。

モソは一つの例であるが、母系制を存続させている社会は決して特異ではなく、子育てにおける女性の孤立や母親1人に責任が課せられることを免れている（前田 2006）。

日本も、武家社会以前は夫が妻の家に通ってくる母系社会であったわけだが、現在の私たちにとってはこのような家族は、女性の子育て負担を軽減するとしても、むしろ血縁や親族の関係に縛られた不自由な生活形態にみえるだろう。しかし、「家族」の緩やかなつながりを創造していく現代的試みは、シェアハウジング、コレクティブハウジングというかたちで実践されている。ケアの共同自体を目的として掲げてはいなくとも、ひとつ屋根の下に身近に接する他者がいる環境で子どもを育てたいという気持ちで入居し保育園の送り迎えなどに協力してもらう住人が複数いる環境が

コレクティブハウスでは実現されている⁽¹²⁾。また、シェアハウスは、若い独身者が選ぶライフスタイルというイメージが強いが、実際はすでに既婚者や子育て世代にとってのメリットが理解され広がっている（安部他 2012）。さらに、シングルマザーのためのシェアハウスはすでに商業化されており、シングルマザーの置かれた厳しい環境のなかで、気軽に大人と会話でき子育ての悩みが減った、子どもの成長と一緒に感じられてまるで家族のよう、といった言葉が紹介されている⁽¹³⁾。これを見ると、シングルマザーは、ジェンダー家族のくびきから脱しているからこそ、夫婦家族に閉じず、孤立しない家族の可能性に開かれているようにさえ思える。

(2) レズビアン・ゲイ家族からの示唆

日本は例外であるが、諸外国では同性婚や同性パートナーシップが法制化ないし容認され、同性カップルでの子育ても珍しいことではなくなっている。とくにアメリカでは近年、同性カップルでの子をもうけることが増加し、「ゲイブーム」とさえ呼ばれている（杉山 2016）。同性カップルで子を持つには、以前の異性パートナーとの間の子、養子を迎える手段に加え、生殖技術を利用することが一般的になった（女性カップルでは精子提供を受ける、男性カップルでは代理母に出産してもらう）。日本では日本産科医学会の申し合わせにより生殖技術の利用は夫婦に限定されているが、欧米ではその制限がなく精子バンクが合法的に営業している国も少なくない。

ゲイレズビアンの人々については、「子どもを持たない、持てない」「家族生活に無縁な人々」というステレオタイプな見方がなされてきたが、欧米のゲイコミュニティの調査からは、それとは大きく異なる知見が得られている。

まず、彼ら彼女らは、上記のような手段で子どもを持ち育てていることが珍しくなく、その場合、遺伝的親でないほうのパートナーは（養子の場合とともに）、「自然」な血縁関係を前提にしないからこそ、もう1人の父親・母親としての役割を積極的に担う（Weston 1991）。筆者は、現在、同性カップルが生殖技術によって得た子の子育てについて調査中で⁽¹⁴⁾、まとまった知見として発表する段階にはまだ至っていないが、今年夏はイタリアにおいて数組の家族に子どももまじえたインタビュー調査を行った。

イタリアは、バチカンの強い宗教勢力の影響のもと、ヨーロッパではもはや例外的に同性婚が認められていない。2016年に結婚に準ずる法的権利を同性カップルに認めるシビルユニオンが法制化されたが、政界では同性婚に厳しい態度はほとんど変わらず、Manif pour Tous Italiaをはじめとする同性婚反対運動は見逃せない影響力を持っており、「アンチ・ジェンダー」の旗幟のもと、男女の性的結びつきによる家族のみを正統としそれ以外を排斥しようとする一派が政治的力を有している（Garbagnoli 2017）。

そのなかでもしかし、イタリアで同性カップルの子育ての権利をアドボケイトし情報交換を行うグループ「Famiglie Arcobaleno 虹の家族」の活動は活発だ。同グループは2005年に発足したが、

(12) 日本で初めての本格的コレクティブハウス「かんかん森」（東京都西日暮里）の例。かんかん森居住者組合「森の風」が制作したDVD『つながって、暮らそう！10年目の、コレクティブハウスかんかん森』（2013）による。

(13) <https://motherport.net/>（2018年9月19日最終閲覧）参照。

(14) 科研費萌芽「オルタナティブ家族で精子提供によって出生した子の情報開示ジレンマに関する研究」研究代表者牟田和恵 課題番号17K18580。インタビューは2018年8月、ローマおよびシチリアで行った。

発足前年の2004年にはミラノ・ローマ・ナポリ・トスカーナで合計12のレズビアン家族を数えるのみだった。それが2018年現在では、メンバー1,177人を数えるまでになり（その30%は男性）、子どもたちは427人に上る。調査の詳細は後日別稿に譲るが、インタビュー中、オムツを換えたり子どもの世話をしたりするのにカップル2人の中で自然になされるチームプレーは印象的で、「性役割分担が無い」レズビアンゲイカップルの特性を目の当たりにした。子どもがすでに幼児期以降に成長している家族では、筆者が接したどの家族でも、子どもたちは生物学的母親（いわゆる「産みの母」biological mother）ももう一方の母もどちらも区別なくMamaと呼んでいた。とくに区別する必要がある時には、ファーストネームの頭をとって、Mama-Da, Mama-Ma等と呼ぶが、通常は両者が区別されることは無く、この呼び方は、前述のモソ族において母の姉妹はすべて母と呼ばれることを思い起こさせた。子どもにとって、生活をともにしもっとも身近に日常的に世話をしてくれる人が「母」であるのは当然だろうし、「母」を唯一の者と前提する思考の硬直性を感じさせられた。母の複数性が、特殊なものでなくなるならば、「ワンオペ」育児は当然のことながら消滅していくだろう。

(3) 家族の性化を超えて

ゲイレズビアン家族が教えてくれるのは、しかし、「性的家族」であっても同性カップルならば女性1人に子育て負担がかからないから良い、という単純なことではない。ゲイレズビアンの人々は、「カムアウト」によって性的指向を有徴化させられる深い抑圧を受けている。カムアウト自体は、幾重にも同性愛者差別の蔓延する既存の社会で、差別に抗し自らの性的アイデンティティを肯定する非常に意義のあるものなのだが、しかし、あたかもそれは、「性的指向が同性に向いている」ことがその人のアイデンティティ、人間性の全部であるかのような錯誤を与えがちだ。セクシュアリティは、誰にとっても、人格や生活の一部にすぎないのに。

ゲイレズビアン家族は、まさしく、セクシュアリティと直接には関係しないところで、「家族」を考えるにあたって興味深い知見と重要な示唆を与えている。

前述のWestonらの調査によると、ゲイレズビアンでは、カップル関係が解消されることもよくあるが、前パートナーとの関係が性的なものではなくとも親しい関係として継続し、新しいカップルの家族・親族と呼べるようなつながりを保つことがしばしばある。現在共住しているか、性的なつながりを持っているかどうかにかかわらず、「家族」の緩やかな境界のなかで、子どもの世話や日常的な買い物を頼む、病気の時の看病をする、休暇や休日と一緒に過ごすといった日常的な交渉が実践されている（Weston 1991）。また、Weeksらも、ゲイコミュニティにおける恋人と友人の連続性を指摘し（Weeks, Heaphy & Donovan 2001: 56）、性愛関係に無い友人とともに住むかたちの家族関係も広がっているという（Weeks, Heaphy & Donovan 2001: 97）。またウェINSTOCKらは、レズビアンにおける親密さに注目し、彼女たちの関係が親密さ（intimacy）とセックス、友情と恋人関係の区分を再考するユニークな視点を提供していると述べている（Weinstock & Rothblum 1996: 15）。ゲイコミュニティにおいては、友情と定義するにせよ、「家族」と呼ぶにしろ、それが制度や血縁によって課されたものではないがゆえに、人々にとってつねに「重要な他者」とコミットメントしあうことが内面化されたモラルとなっているのだ（Weeks, Heaphy &

Donovan 2001:73)⁽¹⁵⁾。つまり、ゲイレズビアンカップルは、セクシュアリティと人格があたかも同一視される同性愛者に対する誤解とはまったく逆に、カップル対に閉じることなく開かれた関係性を実践することに長けた人々でもあるのだ。

私たちは、夫婦／男女対に閉じた家族や子育てを開いていくのに、「同性愛者」「レズビアンカップル」である必要性はまったくない。「ストレート」女性で、性的指向は男性に向いているとしても、男性との間の「自然」なセックスで子をもうけたとしても、その対を生活や子育て・人生の基盤にする必然は何もないのだ。

もしシングル女性や同性パートナーを持つ女性、友人たちと暮らす女性など、婚姻上の地位にかかわらず生殖技術の利用が認められたら、ジェンダー家族のくびきを免れた家族をつくる可能性は高まるだろう⁽¹⁶⁾。それに、これまでに女性が妊娠して子を持ちたくとも、シングルマザーや非嫡出子に対する差別や排除・偏見のために、妊娠中絶によって可能性が閉ざされてきたケースがどれほどあることか。子をもうけること・セックスすること・結婚すること・ともに暮らすことがあたかも必然のつながりであるようにみなすのを止めた時、私たちの社会のジェンダー秩序は少なからず変化しているだろう。

おわりに

保守派が声高に主張している「家族の価値」とは異質で、夫婦や親子が互いを尊重しつつ思いやり愛情をはぐくむ場としての家族の形成に期待を持つ人々がいる。人々の自由と尊厳を保障する場としての、男女と親子の愛に満ち満ちた家族を実現していくべきだ、と。

そう、そんな家族なら、何が悪いだろうか？ そうした家族は、すべての人々が望むところではないか。現実の家族が皆それを実現できているわけではないが、だからといって家族を否定するのではなく、むしろ善き家族が実現できるような条件をつくっていくべきではないか。多くの人々が素朴な実感としてそう考えるに違いない。

しかし、まさにそれが神話なのだ。現代の私たちが素直に思い浮かべるそうした「善き家族」「素晴らしい家族」は、たとえ実現されたとしても、いや、実現される時にこそ、私たちから多くを奪い、失わせる。夫婦や親子の間での情愛や温かさをもっとも善きものとみなし血縁や性愛のつながりを絶対視することは、よりひろい人々とつながる可能性を阻害し、多様な人々のなかで力強く生きる術を学ぶ機会を奪う。

未婚化晩婚化の進展や高齢化によって、夫婦親子の「標準的」家族を政策や社会保障の基礎とす

(15) もちろん、ゲイレズビアンの人々の多様性を看過して Weeks 他扱った事例を過度に一般化するわけにはいかない。また、こうした人間関係の重視は、いまだに同性愛者たちがマジョリティである異性愛社会からさまざまな抑圧を受けるがゆえに、協力と連帯が必要とされるという背景も忘れてはならない。また、かつてのエイズ禍によってゲイコミュニティが危機にさらされたために、助け合い支え合うメンタリティとモラルが発生したと Weeks らは指摘している (Weeks, Heaphy & Donovan 2001: 74)。

(16) 本文前述の通り、欧米では精子バンクの利用によって結婚していない女性や同性カップルが子を持つことが可能になっているが、日本でも、夫が不妊の場合は第三者からの精子提供によって妻が人工授精 (AID) を受けられる。これは、子をもうけるのは異性婚内に限定されるべきであるとする規範のあらわれであるが、結婚をしていない女性への差別、さらに言えば男性無しで女性が子を持つことへの根深い忌避でもあろう。

ることが、それ以外のライフスタイルを生きる人々に不利益をもたらしていることはすでに論じられてきた。それは正しく重要な指摘だが、しかし、優遇されているはずの「標準的」家族自体も、まさに、そのために生きる力や可能性を奪われてきたのだ。近年、「孤独死」や「無縁社会」といった言葉がマスメディアでもしばしば論じられ、人々の不安をかきたてているが、そうした現象は、人の生きる支え・よすがを、極小の人間関係である親子や夫婦の家族に負わせ、それ以外の人間関係をつむぐ機会が構造的に奪われてきたことの結果に他ならない。人が生まれ、育ち、はたらし、そして老い衰えていくなかで、安定して次の世代に生をつないでいくには、自明とされてきた家族を超えるつながりがどうしても必要なのだ。

本特集の標題は、「ケアの脱家族化」であるが、私たちが自明とし自然化してきた「家族」は解体されねばならない。しかし、育児を中心とするにせよそうでないにせよ、親密なつながりは私たちの生きるよすがであることに変わりはないであろうし、それが現在のものとは異なるオルタナティブな「家族」として立ち上がってくることに、私たちは希望を持つことができるはずだ。

(むた・かずえ 大阪大学大学院人間科学研究科教授)

【参考文献】

- 安部珠恵他 (2012) 『シェアハウス——わたしたちが他人と住む理由』 辰巳出版。
- Butler, Judith (1990) *Gender Trouble : Feminism and the Subversion of Identity*. 竹村和子訳 (1999) 『ジェンダー・トラブル——フェミニズムとアイデンティティの攪乱』 岩波書店。
- 江原由美子 (2001) 『ジェンダー秩序』 勁草書房。
- Fineman, Martha Albertson (1995) *The Neutered Mother, the Sexual Family*. 上野千鶴子監訳、穂田信子・速水葉子訳 (2003) 『家族、積みすぎた方舟——ポスト平等主義のフェミニズム法理論』 学陽書房。
- Garbagnoli, Sara (2017) Italy as a lighthouse : Anti-gender protests between the “anthropological question” and national identity. in Roman Kuhar & David Paternotte, *Anti-Gender Campaigns in Europe : Mobilizing against Equality*. Lanham & New York : Rowman & Littlefield.
- エヴァ・フェダー・キテイ、岡野八代・牟田和恵監訳 (2010) 『愛の労働あるいは依存とケアの正義論』 白澤社。
- エヴァ・フェダー・キテイ、岡野八代・牟田和恵編著・訳 (2011) 『ケアの倫理からはじめる正義論——支えあう平等』 白澤社。
- 金龍哲 (2011a) 『結婚のない国を歩く——中国西南のモソ人の母系社会』 大学教育出版。
- 金龍哲 (2011b) 『東方女人国の教育——モソ人の母系社会における伝統文化の行方』 大学教育出版。
- 前田俊子 (2006) 『母系社会のジェンダー——インドネシア ロハナ・クドゥスとその時代』 ドメス出版。
- 牟田和恵 (2006) 『ジェンダー家族を超えて——近現代の生/性の政治とフェミニズム』 新曜社。
- 牟田和恵 (編) (2009) 『家族を超える社会学——新たな生の基盤を求めて』 新曜社。
- 西川祐子 (2004) 『住まいと家族をめぐる物語——男の家、女の家、性別のない部屋』 集英社新書。
- 落合恵美子 (1989) 『近代家族とフェミニズム』 勁草書房。
- 落合恵美子 (1994) 『21世紀家族へ——家族の戦後体制の見かた・超えかた』 有斐閣。
- 清水美知子 (2004) 『〈女中〉イメージの家庭文化史』 世界思想社。
- 杉山麻里子 (2016) 『ルポ 同性カップルの子どもたち——アメリカ「ゲイビープーム」を追う』 岩波書店。
- 竹村和子 (2002) 『愛について——アイデンティティと欲望の政治学』 岩波書店。
- Weeks, Heaphy & Donovan (2001) *Same Sex Intimacy : Families of Choice and Other Life Experiments*, London, Routledge.
- Weinstock & Rothblum (eds.) (1996) *Lesbian Friendships : For Ourselves and Others*. New York and London : New York University Press.
- Weston, Kath (1991) *Families We Choose : Lesbians, Gays, Kinship*. New York : Columbia University Press.